

議案第31号	三田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
公園みどり課	新たに京口公園ほか3公園の供用を開始し、及び行商、募金、出店その他の公園内における許可行為に対し使用料を徴収するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

《改正内容》

【供用開始公園】 〈施行期日〉 平成26年4月1日

番号	名称	所在地	摘要
154	京口公園	三田市相生町1372番1	街区公園
155	横山駅前公園	三田市南が丘二丁目1958番2	街区公園
156	北谷公園	三田市西山二丁目4814番	街区公園
157	南公園	三田市狭間が丘一丁目2番	風致公園

【使用料】 〈施行期日〉 平成26年7月1日

種別	単位	使用料
行商、募金、出店その他これに類する行為	1m ² 当たり1日につき	100円
業として行う写真の撮影	撮影者1人当たり1日につき	3,000円
業として行う映画の撮影	1日につき	3,000円
興行	1m ² 当たり1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これに類する催し	1m ² 当たり1日につき	10円